

宮医発第 993 号
令和 4 年 8 月 26 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染者の全数把握見直しについて（速報）

本日午後 3 時から、第 45 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました（資料 1 参照）。その中で 2. 発生届の対象の限定について 資料 2 のように、医療機関から保健所への発生届は限定し、それ以外の陽性者は「陽性者サポートセンター」へ自ら届け出ることになりました。（体調悪化時など）早ければ、来週の 31 日から行うそうです。

これに関して、緊急アンケート調査の結果に基づき、意見を述べました。15 郡市医師会のうち、賛成が 9（条件付き含め）、ハーシスの入力簡素化は、6 郡市医師会であり、意見は分かれている、日医の会長からも情勢について電話があったが、全国的にもそのようである、一番の懸念は新設される（検査キット配送、陽性者登録センターを拡充）陽性者サポートセンターが、混乱なく十分に機能できるのかという点です。今回の目的は、業務が逼迫する保健所や発熱外来を支援するためですが、かえって業務が増える恐れもあり、県が責任を持って、陽性者に対する案内のチラシを作成し、マスコミとともに県民へ周知徹底してほしいと述べました。また、施行してみて改善点があれば、躊躇なく改善をしてほしいとも述べました。

3 の 9 月 1 日以降の対策などについては説明は割愛します。資料 3 をご覧ください。

以上速報で本日の会議の要点をお知らせ致します。

新型コロナウイルス感染者の全数把握見直しについてのアンケート結果

令和4年8月26日（金）12時現在

1. 全数把握見直しについて（郡市医師会数19郡市（2大学医師会含む））

- ①賛成：7郡市
- ②条件付き賛成：2郡市
- ③HER-SYSの入力簡素化：6郡市
- ④反対：

条件付き賛成

- ・ウイルス変異し重症化率が上昇した場合に速やかに全数把握体制に戻せる仕組みを残すこと。バイオ災害時に楽観視は禁物である。

2. 全数把握を見直すことによる懸念を解消するために健康フォローアップセンターへ患者自身が連絡することで解決すると思うが、如何でしょうか。

- 賛成：10郡市
- 反対：4郡市
- その他：1郡市

賛成追記

- ・健康フォローアップセンターの負担増が危惧される
- ・正しく機能することの保証が条件

反対理由

- ・登録センターを利用できない高齢者はどうするのか
- ・健康フォローアップセンターが患者のアプローチを十分にできるか問題
- ・ホテル療養も困難なので患者自身の連絡が取れない場合もある
- ・所謂、軽症者であっても症状は多彩で決して軽くはなく医療機能の少ないフォローアップセンターのみでの対応は不可能と考えます。

その他

- ・症状悪化時に、病状の評価のためのアセスメント外来（レントゲン、採血等）、ホテル調整、入院調整等、これまで保健所が行っていた機能をフォローアップセンターが行うことは可能なのでしょうか。その役割を陽性判定した開業医が担うのは難しいと思います。
- ・診療・検査医療機関への支援を更に拡充し数と規模の拡大を計るのが重症化リスクのある方は勿論、軽症者であっても重症化させず、国民の安全・安心につながる近道であり本道でないかと考えます。

第 4 5 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 4 2 回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和 4 年 8 月 2 6 日（金）
午後 3 時 1 5 分から
場 所：行政庁舎 4 階 特別会議室

◇ 次 第 ◇

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について
- 2 発生届の対象の限定等について
- 3 9 月 1 日以降の対策等について
- 4 その他

< 配 布 資 料 >

- | | |
|------------|----------------------------|
| 【資料 1 - 1】 | 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等 |
| 【資料 1 - 2】 | 人流等の動向について |
| 【資料 2】 | 発熱外来や保健所における更なる負担軽減策 |
| 【資料 3 - 1】 | みやぎ B A. 5 対策強化宣言を踏まえた取組実績 |
| 【資料 3 - 2】 | 9 月 1 日以降の対策等について |

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
宮城県危機管理対策本部会議
出席者名簿

<本部員>

役 職	職	氏 名	備 考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	遠藤 信哉	
副本部長	副知事	池田 敬之	
本部員	教育長	伊東 昭代	(代理) 副教育長 遠藤浩
〃	公営企業管理者	佐藤 達也	
〃	総務部長	志賀 真幸	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	千葉 章	
〃	環境生活部長	佐藤 靖彦	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	(代理) 副部長 大庭 豪樹
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	吉田 信幸	(代理) 理事兼副部長 山下 浩之
〃	土木部長	千葉 衛	(代理) 副部長 鹿野 浩
〃	会計管理者兼出納局長	富田 政則	
〃	警察本部長	猪原 誠司	
〃	危機管理監	千葉 伸	

所 属	職	氏 名	備 考
宮城県医師会	会長	佐藤 和宏	
仙台市医師会	会長	安藤 健二郎	
宮城県新型コロナウイルス 感染症医療調整本部	本部長	富永 悌二	東北大学病院 病院長
仙台市	危機管理局長兼 危機管理監	木村 洋二	

(敬称略)

1. 発生届の対象の限定

✓ 発熱外来や保健所業務が極めてひっ迫していることから、発生届の対象を以下の方に限定する。

①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③重症化リスクがあり治療投薬等が必要な方 ④妊娠している方

→従来どおり、積極的疫学調査を行い、療養する（入院・宿泊・自宅療養）

✓ 上記に該当しない方については、年代別の感染者数を医療機関で把握し、保健所に毎日報告

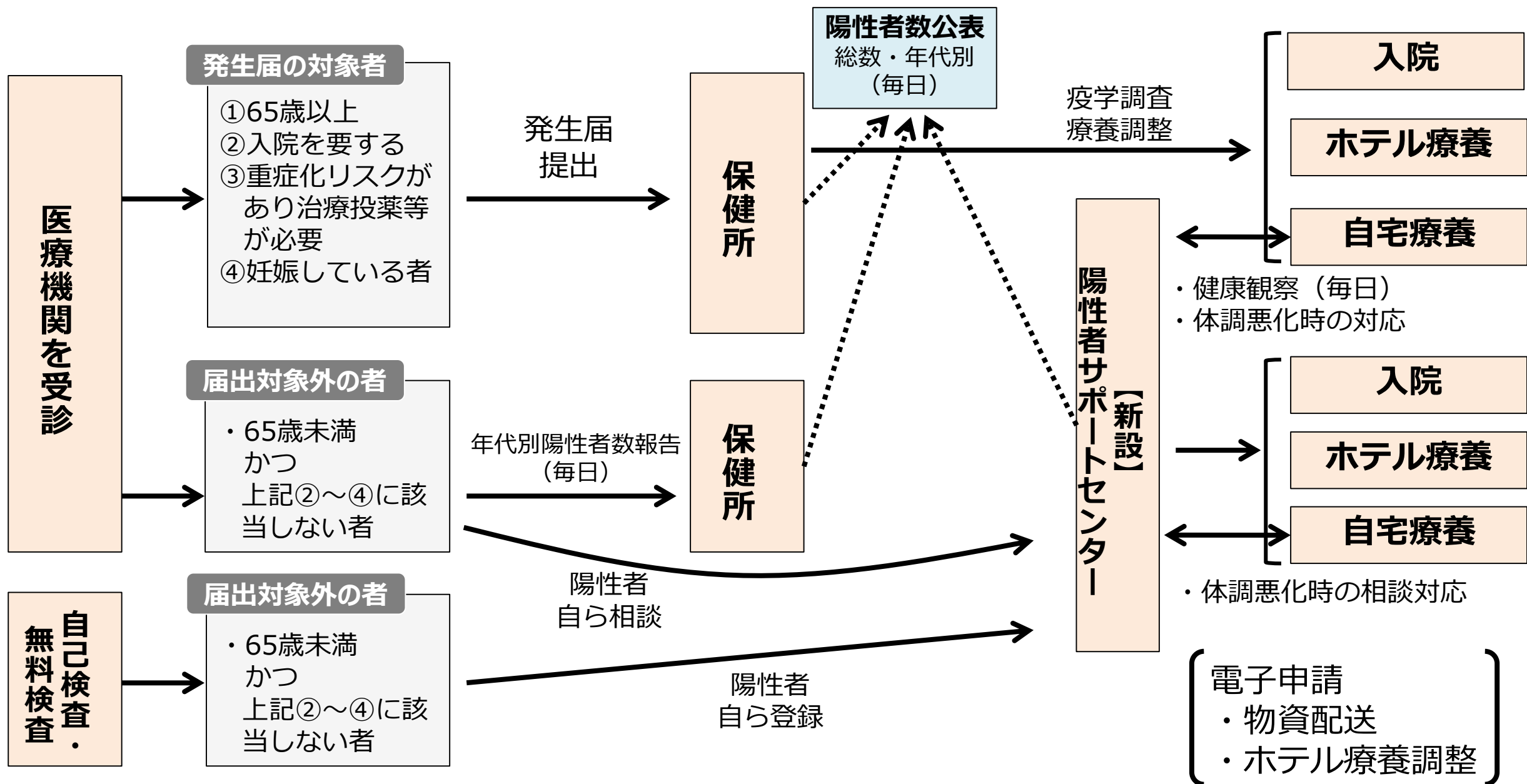
→感染者数の全体像は把握可能

2. 【新設】陽性者サポートセンターでの相談対応・療養支援

✓ 発生届の対象とならない65歳未満の方、重症化リスクの低い方等の対策として、陽性者サポートセンターを新設し、自宅等で自ら健康観察を行い療養する方からの相談等に対応する。

✓ 陽性者サポートセンターは、現在のフォローアップセンターの機能を拡充し、**体調悪化時の対応、物資配送、宿泊療養調整**を行う。

発熱外来や保健所における更なる負担軽減策②



直ちに実施する発熱外来や保健所における更なる負担軽減策

現在、多くの地域で、なお高い感染状況が続いていることを踏まえ、足元の感染状況に対応し、高齢者等重症化リスクの高い者への対応に集中できるよう、保健医療提供体制の確保に引き続き取り組むことに加えて、緊急避難的に医療機関や保健所等に対する更なる負担軽減策を実施する。

1. 保健所や発熱外来のひっ迫緩和策 ※(1)については別紙参照。

- (1) **発熱外来や保健所業務が極めて切迫**した地域において、当面の**緊急的な対応**として、都道府県知事の申し出により、**発生届の範囲を**①65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療薬投与等が必要な者、④妊娠している者に**限定する**ことを可能とする。(ただし、感染動向を追えなくならないよう**陽性者数の総数の把握は簡便な形で継続**する)
※これまでと同様、届出対象外の者についても、外出自粛を求める。
- (2) 65歳以上の者等以外の**発生届(HER-SYS)の入力項目を大幅に削減**しているが、**一部の都道府県等においては引き続き、独自の項目の入力を求めている**ため、特段の事情がない限り、**速やかに削減**するよう検討を求める。
- (3) 医療機関等の負担軽減を図りつつ、引き続き、**発熱外来の拡充**に取り組む。具体的には、各都道府県の発熱外来となっている医療機関の全医療機関に対する比率や公表率は地域差が大きいことから、**比率が低くかつ発熱外来が逼迫している都道府県を中心に、オンライン診療の活用を含めた拡充を要請**する。
- (4) 感染者の入院時に必要となる**入院勧告に係る協議会の手続き**について、オミクロン株の特徴や今般の感染拡大の状況に鑑み、**医療がひっ迫した場合には、緊急的な対応**として、審査の対象となる患者が入院に同意していること(注)等を前提として、協議会の月1回の事後開催を基本とすることを周知する。
注) 対象患者から入院に対して意見があった際には、人権配慮の観点から、丁寧に意見を聴くことを求める
- (5) 入力事務の負担軽減・解消のため、**発熱外来で入力スタッフを確保**する場合や、自治体(保健所)において入力事務を**外部委託する場合には、感染症法上の負担金の対象**となることを改めて周知する。

2. 発熱外来自己検査体制の強化

- 発熱外来のひっ迫を回避するために、重症化リスクの低い64歳以下の方が、発熱外来を経ずに療養に繋がる**健康フォローアップセンター等の仕組み**について、**全ての都道府県において設置**されるよう取り組んでいく。
また、国の承認を受けた抗原定性検査キットをインターネット等で入手できるようにする。(※8/24に1社の検査キットを承認、事業者の準備が整い次第、流通開始。)

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定について（緊急避難措置）

- 現下の感染拡大への対応については、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組むこととしている。
- 現在の感染状況によって、感染症法に基づく医師の届出（発生届）に係る事務負担が増加し、適切な医療の提供等が難しくなっているとの声があることから、**発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定**することを可能とする。
 （ただし、感染動向を追えなくならないよう、陽性者数の総数の把握は簡便な形で継続する）
- 具体的には、**都道府県から厚生労働大臣に届出があった場合には、感染者数の総数と年代別の総数を毎日公表していただくことを前提に、当該都道府県の新型コロナウイルス感染症の届出の対象を限定**する。
 ⇒ 改正省令・告示を速やかに公布し、厚生労働大臣に届け出た都道府県から順次、実施可能とする予定。
 ※届出の対象者は健康観察を実施。届出対象とならない方は、健康フォローアップセンター等に連絡・相談が可能。
 ※全国ベースでの全数届出の見直しについても、感染状況の推移等を見極めた上で検討。

都道府県知事

以下のいずれにも該当する場合、厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることができる。

※あらかじめ、保健所設置市等の長の意見を聴いた上で届出。

- ①届出に関する事務を医師及び自治体が処理することとした場合に患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認める場合
- ②当該都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表する場合

厚生労働大臣

都道府県知事から届出を受けたときは、当該都道府県の名称を告示する。

厚生労働大臣が告示した都道府県では、当分の間、感染症法第12条に基づく発生届の対象を限定する。

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦の方

発生届の重点化

9月1日以降の対策等について（案）

「BA.5対策強化宣言」の期間延長（9/30まで）

資料 3-2

▽ 現在の感染状況や医療のひっ迫等を踏まえ、「みやぎBA.5対策強化宣言」の期間を**9月末まで延長**する
→ **県民への要請内容等**は一部を除き**継続**とする（※**無料検査**に関する変更等を行う）

「BA.5対策強化宣言」に伴う主な要請等

県民向け

- ✓ **基本的感染対策**の再徹底
- ✓ **会食・食事**の際の注意喚起
- ✓ **ワクチン早期接種**の推奨
- ✓ **抗原定性検査キット**等による**自己検査**
（症状が軽く重症化リスクのない方）
- ✓ **感染リスクが高い行動等**を控える
（特に重症化リスクのある方）
- ✓ 救急外来・救急車の適切な利用

事業者向け

- ✓ 在宅勤務（**テレワーク**）等の推進
- ✓ **施設・イベント等**での感染対策徹底
- ✓ 業務継続計画に基づく事業継続
（特に社会経済活動の維持に必要な事業者）



基本的に上記内容の要請等を継続

今回の主な変更点

内容		現行	変更後
BA.5対策強化宣言の期限		8月31日まで	9月30日まで
無料検査	感染拡大傾向時の一般検査事業	8月31日まで	9月30日まで
	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	8月31日まで	8月31日で終了 （∵国の制度改正）

【参考】無料検査事業の概要

項目	一般検査事業【継続】	定着促進事業【終了】
対象者	感染不安を感じる方で無症状の方	飲食、イベント、旅行等の社会経済活動に際して陰性結果の確認が必要な無症状の方
検査方法	PCR検査等	抗原定性検査（原則）

県民への要請内容【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

9月1日～9月30日	備考
<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な換気、不織布マスクの着用、手洗い等の手指衛生など、県民一人ひとりが基本的な感染対策を徹底すること ○ 熱中症には十分注意した上で、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用すること ○ 都道府県をまたぐ移動は基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先の都道府県が要請する感染対策を遵守すること 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ○ 会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めること ○ 飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力すること ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ 感染不安を感じる無症状の県民は検査を受けること 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ○ できるかぎり早期に3回目までのワクチン接種を受けること（特に若い世代の方々）、また高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方、医療従事者や高齢者施設等従事者は4回目接種を受けること ○ <u>5～11歳の子ども</u>の保護者は、<u>子どものワクチン接種について検討</u>すること 	変更
<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰省や旅行、大規模なイベントへの参加時などには、<u>基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先の都道府県やイベント主催者が要請する感染対策を遵守</u>すること 	変更
<ul style="list-style-type: none"> ○ 普段から体調管理に努めるとともに、発熱・せき・のどの痛み等、少しでも体調が悪化した場合には、同居家族等を含め、外出・移動を控えること 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療・検査医療機関（発熱外来）の負担軽減のため、軽度の有症状者で重症化リスクがない方等は、【新設】陽性者サポートセンターを利用すること 	変更
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自身や家族等の身を守るため、混雑した場所など、感染リスクの高い場所への外出・移動のほか、屋外における集団での飲酒等、感染リスクの高い行動を控えること（重症化リスクの高い方は特に注意すること） ○ 医療の負荷が増大している現状からも、救急外来及び救急車の利用は適切に行うこと 	継続

飲食店・事業者への要請内容【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

要請先	8月5日～9月30日（ <u>現行の対策を継続</u> ）
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の換気、CO₂センサーの設置、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等、業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅勤務（テレワーク）の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、出勤者数の削減を図ること ○ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触機会の低減を推進すること ○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含め、人が集まる場所における適切な換気等、感染防止対策を徹底すること ○ 従業者等に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと ○ 従業者等に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ 従業者等に対し、熱中症には十分注意した上で、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用するよう促すこと ○ 発熱・せき・のどの痛み等、従業員等の体調の悪化が確認された場合には、同居家族等を含め、外出・移動を控えるよう促すこと ○ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画の点検を行い、事業の継続に努めること

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

要請	8月5日～9月30日（ <u>現行の対策を継続</u> ）											
事前手続等	① 「大声なし※1」の「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※2」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表 ※1「大声」：観客等が（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること ※2「感染防止安全計画」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画											
開催制限等	① 「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方 <table border="1" data-bbox="382 606 2415 725"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方</td> <td>大声なし100%</td> <td>大声あり50%</td> </tr> </tbody> </table> ② 「大声なし」の「5,000人超かつ収容率50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント <table border="1" data-bbox="382 863 2415 978"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th>収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容定員まで</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		人数上限	収容率		5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし100%	大声あり50%	人数上限	収容率	収容定員まで	100%
人数上限	収容率											
5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし100%	大声あり50%										
人数上限	収容率											
収容定員まで	100%											
感染防止等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「感染防止安全計画」の対象となるような大規模な参加型イベントの開催に当たっては、十分な人と人との間隔の確保、又は参加者への事前検査を促すこと ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、これに対応すること 											

施設等への要請内容①【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

施設等	8月5日～9月30日（ <u>現行の対策を継続</u> ）
共通	<ul style="list-style-type: none">○ 業種別ガイドラインの遵守○ 適切な換気、入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底
大学等	<ul style="list-style-type: none">○ 学生に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと○ 学生に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること、特に、部活動等における感染リスクの高い活動については実施を慎重に検討すること○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること
イベント関連施設 商業施設 遊興施設 等	<ul style="list-style-type: none">○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること

施設等への要請内容②【県内全域】

※下線部が前回からの変更箇所

施設等	9月1日～9月30日	
県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の「衛生管理マニュアル」に基づく感染対策、特に有症状者は登校を控えること、<u>ポイントをおさえた換気</u>に留意して学校活動を実施すること 	変更
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動は専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とし、特に体調不良者が参加しないこと、三密の回避といった対策を確実に行うこと ○ 部活動の大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とすること 	継続
私立学校等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き感染対策を徹底した上で教育活動を継続すること ○ 相談窓口等（9ページ参照）を活用するなどして感染対策の見直し・強化を図ること ○ 部活動については県立学校と同様の対応をとること 	継続
高齢者施設 障害者施設 保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各種事業等（10・11ページ参照）を活用するなどして、<u>施設従事者等の頻回検査等</u>、感染対策の見直し・強化を図ること 	継続
高齢者施設 障害者施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設での面会時におけるオンラインの活用や、面会者の事前検査等を検討すること 	継続

新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

- ・依然として、新規感染者の多くを占める若年層の接種率が他の年齢層に比べ低い状況にあります。
- ・新規感染者数が高止まりにある現在においては、医療のひっ迫を回避する上でも、多くの方にできるだけ早く接種を受けていただくことが重要となりますので、接種がお済みでない方は、早期のワクチン接種をお願いします。
- ・5～11歳の子どもの保護者の方は、お子様のワクチン接種についてご検討をお願いします。

1 年代別のワクチン接種率（R4.8.24現在）

	3回目接種							4回目接種	小児接種(5～11歳)	
	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	60歳～	1回目	2回目
宮城県	44.8%	54.0%	56.0%	66.5%	80.8%	85.6%	95.5%	53.8%	28.7%	26.5%
全国	38.1%	49.7%	53.2%	61.6%	78.8%	83.5%	93.0%	50.2%	19.4%	17.7%

2 各市町村の状況

接種体制等

- ・1～4回目接種を並行して実施中
- ・新たに対象となった医療従事者等・高齢者施設等の従事者への4回目接種についても、8月中に全市町村で開始
- ・オミクロン株対応ワクチンの接種については、各市町村に、接種券や会場の手配等の準備を進めるよう依頼中

3 その他

項目

今後の予定等

- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オミクロン株対応ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株B A. 1と従来株に対応した2価ワクチンにより、令和4年10月半ば以降に接種が開始される予定 ・接種対象や接種間隔等の詳細については、現在、国で検討中 |
| 小児接種 | <ul style="list-style-type: none"> ・近日中に、5～11歳の子どもにもワクチン接種の努力義務規定が適用される見込み |

教育現場の感染防止対策の徹底について（県立学校）

◆基本的な感染防止対策の確実な実施

国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

夏季休業期間後は、感染状況を注視しつつ、特に以下の点に留意して学校活動を実施する。

- ・有症状者は登校を控え、外からウイルスを持ち込まないこと
- ・「必要な換気量の確保」、「空気の流れ」を念頭に置いた換気の実施

◆部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、3密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※ 市町村教育委員会に対しても、上記の取組を依頼する。

教育現場の感染防止対策の徹底について（私立学校等）

○ 私立学校に対する要請事項

- ・引き続き感染対策を徹底した上で教育活動の継続を依頼
- ・部活動については、県立学校と同様の対応を依頼

○ 私立学校等に対する支援

① 新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口の設置

感染クラスターが発生したり，感染対策の充実に取り組もうとする幼稚園等からの相談窓口を開設し，専門的見地から指導・助言，研修講師の派遣等を提供する支援事業を継続

- 対象：県内の幼稚園(公立・私立問わず)，私立の小・中・高等学校
- 内容：電話・メールによる相談，研修講師派遣

② 県内の幼稚園（公立・私立問わず）の教職員等に対する検査体制の整備

県内で感染拡大又は感染が高止まりしている場合に各施設において教職員等に対し検査を実施できるように抗原検査キットを配付

保育施設等における感染防止対策の徹底について

保育施設等では、陽性者が発生し、休園も見られるものの、保育が継続されており、引き続き感染対策を行い、必要に応じてこれらの事業を活用し、保育の継続を図っていただくようお願いいたします。

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 感染防止対策相談・支援事業 (宮城県看護協会に委託)

感染防止

保育所等からの相談への助言(195回実施済)、依頼に応じて出張研修会を開催(25回実施済) ※令和2年11月～令和4年7月

相談先：県看護協会(080-7722-7662)

● 事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった保育士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

→毎日検査により、陰性の場合には保育士等が出勤できる

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月25日～ 保育士を対象としたワクチン接種を前倒しで開始
早期のワクチン接種を勧奨(令和4年1月18日, 1月27日, 2月10日, 3月2日付)
保育所等の職員の3回目接種の割合 91.7%

(6/9時点) ※3回目接種予定者含む

● 検査体制の強化

早期探知

職員向け検査キットの配布により、感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施(仙台市除く)

- ・希望する保育施設に検査キットを配布
- ・クラスター等が発生した保育施設等へ頻回検査用キットを配布

【参考】感染者発生施設等における対応状況

※8月24日時点(休園開始月で集計)

	延べ施設数								計	休園状況 (構成比)
	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
全面休園	16	52	62	29	14	7	16	24	220	51.3%
一部休園	1	12	23	26	19	12	49	67	209	48.7%
計	17	64	85	55	33	19	65	91	429	

※対象：保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設の508施設(仙台市除く)

高齢者・障害者施設における感染防止対策の徹底について

高齢者・障害者施設においては、これまでも対策を実施いただいているところではありますが、これらの事業を活用するなど、感染対策を徹底していただくようお願いします。

● 施設の感染抑止に向けた支援

感染防止

感染症対策の研修会のほか、感染管理認定看護師を施設に派遣し、ゾーニング等感染症対策の助言の取組等
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2556 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【4回目】令和4年7月22日～ 介護職員を対象とした早期のワクチン接種を案内
高齢者・障害者施設：令和4年7月22日付
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● サービス継続等に係る補助

感染防止

事業継続

利用者又は職員に感染者が発生した場合や濃厚接触者である利用者に対応した事業所に対し、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続するために必要な「かかり増し経費」を補助

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● ケア付き宿泊療養施設

事業継続

軽症又は無症状の介護が必要な高齢の感染者の受け入れ
介護職員、看護職員が24時間体制で対応

(医師はオンコール対応)

【問合せ先】

令和3年3月1日運用開始 (348人受入) 長寿社会政策課 ☎022-211-2556

● 感染症発生施設への支援 (応援職員派遣)

事業継続

<高齢者施設>

【直接派遣】

県内協力団体及び派遣協力施設から、感染症が発生した施設に対し職員を派遣

【玉突き派遣】

感染症が発生した施設に対し、関連法人等から応援職員を派遣した場合、その派遣元の施設における職員不足を補うため、協力団体から職員を派遣

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554

<障害者施設>

県内の障害児者入所施設等感染症が発生した際のセーフティネット機能として、当該施設運営法人24法人と有事の応援職員派遣体制を構築

【問合せ先】

障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● 検査体制の強化

早期探知

職員等を対象とした頻回検査の実施支援 (抗原定性検査キットの配布)
(R4:延べ17,485件) (R3:延べ256,751件)

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2552 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

テレワーク・時差出勤等の更なる推進 【県内全域・事業者への要請】

国の基本的対処方針

緊急事態 措置

- ✓ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
- ✓ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

まん延防止等 重点措置

- ✓ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

その他地域

- ✓ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。



▽ 現在の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、要請内容を「まん延防止等重点措置」レベルに強化

事業者に対する要請内容

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、出勤者数の削減を図ること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触機会の低減を推進すること